

## こんなときは手続きが必要です

### ■ 認定を受けた建築を取りやめようとするとき

低炭素建築物新築等計画の認定を受けた後、建築工事を取りやめるときは、建築取りやめ届（正・副あわせて2部）、および認定通知書を提出してください。（区細則第11条）

### ■ 認定を受けた計画を変更しようとするとき

認定を受けた後、認定を受けた計画を変更するときは、新たに変更認定申請をする必要があります。（法第55条第1項）

なお、軽微な変更扱いになる場合もありますので、ご不明の場合は下記問合せ先にお尋ねください。

### ■ 軽微な変更をしようとするとき

次に掲げる軽微な変更該当するときは、新築等状況報告書（正・副あわせて2部）に必要な事項を記入して、提出してください。（区細則第10条）

1. 低炭素建築物の品質または性能を向上させる変更等、当初認定された添付図書に変更が生じる場合は、当初認定された添付図書のうち、変更に係る図書を添付してください。
2. 認定建築主を変更する場合は、所有者を判別するため、登記事項証明書や売買契約書の写し等の書類を添付してください。
3. 分筆等により地番を変更する場合は、変更前後の公図を添付してください。

#### 軽微な変更（法規則第44条）

- ① 新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期の変更で6ヶ月以内のもの
- ② 変更後の低炭素建築物新築等計画が、認定の基準に明らかに適合するもの

（お問合せ先）

豊島区 都市整備部

建築課 設備審査グループ

TEL 03（3981）2198